

○ 鹿児島工業高等専門学校における授業料等未納者への対応に関する要項

平成24年4月26日

事務部長 裁定

第1 鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）学則第36条に規定する授業料及び本校学則第39条に規定する寄宿料（以下「授業料等」という。）の納付に関して、未納者への対応はこの要項の定めるところによる。

第2 授業料等の未納者への対応は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 独立行政法人国立高等専門学校機構学納金収納業務一元処理要領（平成19年11月7日機構本部事務局長裁定）第9条に基づき、機構本部から督促するものとする。
- (2) 督促を行ったにもかかわらず、2月の振替日までに授業料等を収納できなかった者については、授業料等債権督促等手続（別表1）2に定める経過区分の最終通告に従い対応するものとする。
- (3) 督促を行ったにもかかわらず、当該年度の3月31日（当該日が金融機関休業日の場合は前営業日）までに授業料等を納付しない者は、授業料等債権督促等手続（別表1）2に定める経過区分の除籍通知に従い、除籍処分該当者として学生課長へ通知し、校長の決裁を経て本校学則45条第3号に基づき除籍するものとする。

附則

この要項は、平成24年4月26日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附則

この要項は、平成31年2月26日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則

この要項は、令和元年5月1日から施行する。

(別表1)

授業料等債権督促等手続

1. 独立行政法人国立高等専門学校機構学納金収納業務一元処理要領

| 経過区分 | 担当 | 送付先等 | 手続時期 | | 備考 |
|-------|------|-------------|--------|---------|----|
| | | | 前期 | 後期 | |
| 第1回督促 | 機構本部 | 学資負担者宛に文書送付 | 6月10日頃 | 12月10日頃 | |
| 第2回督促 | | | 7月10日頃 | 1月15日頃 | |
| 第3回督促 | | | 8月10日頃 | 2月10日頃 | |
| 第4回督促 | | | 9月10日頃 | | |

2. 鹿児島工業高等専門学校における授業料等未納者への対応に関する要項

| 経過区分 | 担当 | 送付先等 | 様式 | 手続時期 | 備考 |
|------|-----|-------------|-------|-------|-------------------------|
| 最終通告 | 財務係 | 学資負担者宛に文書送付 | 第1号様式 | 3月10日 | 指定期日が休日の場合は、その翌日。(以下同じ) |
| 除籍通知 | | 学生課長へ通知 | 第2号様式 | 3月31日 | |

- ※1 財務係は、本表に従い当該様式により出納命令役名で文書を作成する。
- 2 文書送付と併せて電話連絡を行う。
- 3 財務係は、1月末時点の授業料等未納者を2月10日までに教務係及び学生係へ報告する。
- 4 財務係は、第2号様式による通知を3月31日付けで行う。

(第2号様式)

令和 年 月 日

学生課長 殿

出納命令役

除籍処分該当者の通知について

下記のとおり、令和 年度授業料等の未納により、学則第45条第3号に基づく除籍
処分該当者となりましたことを通知します。

記

| 授業料等 未納額(円) | 入学年度 | 学科名 | 学生番号 | 氏名 | 備考 |
|----------------|------|-----|------|----|----|
| | | | | | |